

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献レビュー

宮崎 正宇¹

(2016年9月23日受付, 2016年12月14日受理)

Literature review of residential social work in Child Foster Care Institutions

(Received : September 23, 2016, Accepted : December 14, 2016)

Seiu MIYAZAKI¹

要 旨

本稿は、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状について先行研究を整理・分析し、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題を明らかにした。①レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割は、「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」に整理することができる。②レジデンシャル・ソーシャルワークの特徴は「自立支援」や「日常生活場面」、「チームワーク」にある。

児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上であるが、その実像を明らかにしていく必要がある。

キーワード：児童養護施設 レジデンシャル・ソーシャルワーク レジデンシャルワーク ケアワーク 自立支援

Abstract

This paper clarified the status of residential social work in Child Foster Care Institutions. As a result of the review of the literature, the following became clear. ① As its function and role, it can organize in independent support, family support, community support functions. ② Its characteristics is in support independent living, daily life, teamwork.

Structure of residential social work in Child Foster Care Institutions is still in development. However, it is necessary to clarify its real image.

Key Word : Child foster care institutions, residential social work, residential work, care work, support independent living

1 高知県立大学大学院人間生活学研究科博士後期課程・修士 (社会福祉学)
Graduate School of Human Life Sciences, University of Kochi, doctoral course (M. A.)

I. はじめに

筆者は社会福祉系大学院（修士課程）を修了後、社会福祉士資格を持って児童養護施設に入職して今年度で10年目になるが、その間一貫して児童養護施設職員の専門性やソーシャルワークについて探究してきた。2007年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正を契機に社会福祉士現場実習の内容が大幅に変化し、現場の社会福祉士が実習指導者となって実習生を受け入れるといった体制が2012年から本格的に始まった。児童養護施設は長らくケアワーク中心の業務体系であったため、実習生にいかに関係性を見せるのかは、筆者にとって極めて困難な実践課題であった。

つまり、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークとは何なのかという現実問題に直面することになった。上田（2012：36）も、「相談援助職が行うソーシャルワーク実践をめぐる論点」として「施設のソーシャルワーカーとしての独自の実践とはいったい何なのかという点」をあげ、「相談援助職が何をすべき存在なのか、利用者や他職種から必ずしも認知されていない背景には、相談援助職の存在意義を明確に示せる実践内容を明確に提示できていないことがある」と指摘している。

そのような問題意識の中、宮崎（2010：73）は、児童養護施設職員の専門性について、「日常の養育の営みとソーシャルワーク実践の合わせ技」と暫定的に定義し、「養育といった保育・教育的な側面にソーシャルワークの価値・知識・技術が重なり合ったところに専門性があるのではないかと捉えている。

また、『児童養護施設運営ハンドブック』（厚生労働省 2015）において、職員の資質向上は、「児童養護施設における専門性とは何かを具現化することと、実践に関する根拠を示すことが必要」だとして、エキスパートとスペシャリストという専門性に関する2つの視点を考えている。エキスパートは「達人的スキルを持つ人」で保育士や児童指導員が目指す専門性を持つ人で、経験を核に

実践をおこない、それを説明できる客観的視点を併せ持つことで、実践を理論化する。スペシャリストは「専門的スキルを持つ人」で社会福祉士や臨床心理士などが目指す専門性を持ち、理論を核に実践をおこない、エビデンス（根拠）の明確化とその妥当性を示す。そして、「前者は、生活支援や自立支援中心のケアワーク、後者は家庭支援や機関調整、心理的支援などのソーシャルワークが中心の職責」と述べられている（厚生労働省 2015）。

しかしながら、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは必ずしも体系化されているとはいえない現状がある。米本（2012：86）は「生活施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークは、生活相談員の職務の現実を反映させればよいというものではなく、歴史的に『施設』が負ってきた負の遺産をどう解消するかという重要な課題も含め、そのためにはレジデンシャルワークにおけるアドミニストレーションへの視野も設定し、かつケアワークやケアマネジメントとの比較において独自性・固有性を主張しうるものでなくてはならない」とし、「その意味では、レジデンシャル・ソーシャルワークの理論的・実践的枠組みは現存しているのではなく、構築しなければならない」と述べている。深谷（1999：117）は、「レジデンシャルワークまたはレジデンシャル・ソーシャルワークの研究は英米の社会福祉研究の中では極めて傍流であり、わが国での文献紹介すら殆どなされていない」とし、「我が国におけるレジデンシャルワークまたは施設実践の研究を概観するとき現場の実践経験に基づく積み重ねはあるものの、実証的研究に基づく理論化が進んでいるとは必ずしも言えない現状にある」と述べている。

北川（1994：11）は生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践について、「わが国の場合、施設実践とソーシャルワークの関係について、これを研究論文にまとめて言及したり著書（翻訳書）として刊行されることが他の研究領域

と比較して極めて少ないことは、当該領域の特徴の一つとされてきた」と述べている。山本（2011: 44）も児童養護施設における実践研究において、「ソーシャルワークの視点の必要性は考えられるものの、先行研究を概観する限りでは、施設におけるソーシャルワークは成熟しているとは言えず、文献数も多くはない」と述べている。

このように実践現場でレジデンシャル・ソーシャルワークは必要とされているものの、それに関する文献数は少ない現状がある。そこで本論文では、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状について先行研究を整理・分析し、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題を明らかにすることを目的とする。

II. 文献検討

本論文では、文献入手にあたり、CiNii（国立情報学研究所論文情報ナビゲータ）を使用し、2016年8月1日に検索を行った。年代や形式を指定せず、キーワードには「レジデンシャル・ソーシャルワーク」、「レジデンシャルワーク」、「施設ソーシャルワーク」を用いた。キーワードに「レジデンシャルワーク」を用いたのは、レジデンシャルワークの中にソーシャルワークも含まれるからであり、「施設ソーシャルワーク」を用いたのは、レジデンシャル・ソーシャルワークと同義であるからである。重複している文献、及び内容が目的と関係しないと考えられるものを除き11編の文献を入手した。また、入手した文献の参考・引用文献等から本論文に関係が深いと考えられるものを含め計30編の文献をレビューの対象とした。

本論文では、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークに関する文献は必ずしも多くない現状の中、その現状について整理することも含め、まずは全体像を把握する必要があるため、今回入手した文献内容を検討し、以下のように①概念、②機能と役割、③特徴と大きく3つに分類を行った。

まずは、①レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定では、レジデンシャルワークとの関連において概念規定を整理した。レジデンシャルワークを比較対象としたのは、米本（2012）も述べるように、レジデンシャル・ソーシャルワークの独自性・固有性を主張する上で必要な作業であったからである。

次に、②児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割では、一般的なレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割を整理した上で、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割をまとめた。また、ケアワークとソーシャルワークの関係についても整理した。

そして、③児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴では、レジデンシャルワークとの関連においてその特徴を整理した。レジデンシャルワークの特徴の整理は、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴を強調するために行った。

1. レジデンシャルワークとレジデンシャル・ソーシャルワークの関係

(1) レジデンシャルワークの概念規定

『現代福祉学レキシコン（第2版）』において、小笠原は施設ソーシャルワークを以下の3点の総合的・一体的体系として定義している。

- ① 日常生活援助としてのケア（care）－介護や基本的生活習慣の獲得などを含む－を基礎にして、社会的自立をめざす自立・発達（広義の教育）への援助、障害改善・克服への治療・訓練を軸とする生活形成を目的とする個別援助の体系。
- ② 施設生活の中での人間関係の調整や心理的・情緒的支持・援助、家族関係の調整、さまざまな集団活用への援助など従来のケースワーク、グループワーク、集団援助の方法などのソーシャルワークの体系。

- ③ 援助の見通しを持った展開としての援助計画, その円滑な運営としての業務の組織的運用・業務分担, 業務組織, チームワークの方法, 勤務管理, 人事管理, 経営管理などの社会福祉運営管理法 (小笠原 1998).

つまり, 「パーソナルケアを基礎として, ソーシャルワークと施設運営管理の方法・技術の3つの方法の総合的, 一体的体系が社会福祉施設における援助方法・技術 (レジデンシャルワーク) の体系」としている (小笠原 1991: 73).

また, 秋山はレジデンシャルワーク (居住施設援助技術) を以下のように定義している.

レジデンシャルワークはケースワーク, グループワーク, コミュニティワークとソーシャルワーク・アドミニストレーションとケアワークを要素としている複合的な実践方法である (秋山 2008: 61).

一方, 山縣は児童養護におけるレジデンシャルワークを以下の4つに分類しているが, アドミニストレーションは含まれていない.

- ① 個人の生活の維持・向上のための活動 (ケアワーク).
- ② グループを対象としたソーシャルワーク (グループワーク).
- ③ 地域を対象としたソーシャルワーク (コミュニティワーク).
- ④ 家族を対象としたソーシャルワーク (ファミリーソーシャルワーク) (山縣 2006: 19).

伊藤は, レジデンシャルワークをケアワークとソーシャルワークの総体として捉え, 先行研究レビューの結果から, 児童養護施設におけるレジデンシャルワークを以下のように整理している.

- ① 児童養護施設におけるレジデンシャルワークは, すべてソーシャルワークの視点, 理念, 方法などが用いられるべきである. よって, レジデンシャルワークを「ソーシャルワーク」と「ケアワーク」とに明確に二分することは不可能であり, また重要な意味をなすものではない.
- ② レジデンシャルワークは, 施設利用者やその家族に対して行う援助といったミクロレベルの実践だけでなく, 利用者の施設生活や退所後の地域生活を快適なものに改善するために行政や社会に働きかけるソーシャルアクションや, 職員間や機関間の連携を良好なものにするためのアドミニストレーションといったマクロレベルのソーシャルワークを含む実践でなくてはならない. (伊藤 2007a: 91).

Payne は, 「レジデンシャルワークはソーシャルワークである」とし, 目標は「クライアントの社会生活機能を維持し, 高めることにある」と述べ, その目的を以下のように整理している.

- ・入居にともなう, また家族や友人との分離にともなう苦しい経験にクライアントたちが対処するように援助すること.
- ・クライアントたちが新しい主要な生活集団へ適応していくのを促進すること.
- ・入所をもたらすに至った多様な生活問題を解決していくようにクライアントたちを援助すること.
- ・クライアントたちが「外部の」社会と接触していけるように助力すること.
- ・施設生活場面の内外にある意味のある関係を維持していくようにクライアントたちを援助すること.
- ・クライアントたちに「旅立ち」-それが地域社会で新生活を築くために施設を立ち去る場合, また他の施設に移る場合を意味す

るにせよ、あるいは末期ケアにある人びとの例のように、本当に死を迎える準備を意味するにせよの用意をさせること (Payne = 1980 : 290-292).

そして、米本 (2012 : 84) は、「レジデンシャルワークとレジデンシャル・ソーシャルワークを分離して論じるのは、前者が施設の全体的な経営管理運営の実践を枠づけするのに対し、後者は前者に含まれるソーシャルワーク実践を枠づけするためである」と述べている。

(2) レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定

『エンサイクロペディア社会福祉学』において、福富は施設ソーシャルワークを以下のように定義している。

施設ソーシャルワークという用語は入所施設における実践を差す用語であり、欧米ではレジデンシャル・ソーシャルワークあるいはレジデンシャルワーク、レジデンシャルケアなどの用語が用いられる。日本において用いられる介護実践を差すケアワークよりも広い範囲を含む概念であり、その内容は入所者に対するケアの提供や相談機能といった直接的なアプローチだけでなく、職員集団や利用者へ提供するさまざまなプログラム、サービスの質の向上やリスクマネジメント等、施設全体の運営管理を含む概念と考えられる (福富 2007)。

また、芳賀は特別養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークを以下のように定義している。

サービス提供主体である施設内の様々な機能 (組織・建物・運営・処遇方針等) を充実させ、入居者はもとより地域やその住民に対して情報提供を行い、総合的な福祉サービス

を展開すること (芳賀 2006 : 83)。

一方、竹内は、レジデンシャル・ソーシャルワークを「ケアワークとソーシャルワークを統合したもの」として捉え、高齢者施設における利用者支援 (レジデンシャル・ソーシャルワーク) を実習教育に関連づけて以下のように述べている。

単に身辺的な生活支援のみにとどまることなく、人との関係性をもっとも重要な課題として捉えることにより、人間の尊厳を守っていくことが最も大切なのである。利用者の思いや声に耳を傾け、ややもすると受動的になりがちな高齢者の日々の生活において、職員が積極的に介入し、毎日のプランを共に考え、生きる意味を与えられることができるかが重要であろう。毎日の身辺的なケアにおける積極的な介入をレジデンシャル・ソーシャルワーク実習教育の根幹におきつつ、そこでのコミュニケーション技法や面接技法 (日常生活場面面接)、ケアプラン策定におけるアセスメント技法について学ぶことは、もっとも重要な実習課題の一つである (竹内 2013 : 30)。

そして、北川は、児童養護施設における支援過程をソーシャルワークと関連させて以下のように暫定的に定義している。

子ども家庭福祉に連なる法制度が共通して掲げる理念や目標を達成するために、あるいは各人が保持する困難を跳ね返す〈力 (resiliency)〉に着目しながら、環境との相互接触面に生じた施設を利用する子どもとその家族が抱える生活課題 (life task) への処理能力 (coping ability) を高め、応答性 (responsiveness) の増進を図るために、人としての尊厳に充ちた生活の基盤となる衣食住並びに健康管理に関する知識と技術を駆使しながら、実際の業務は日常生活の〈世

話 (care) を媒体 (support media) に、子どもと家族の生活を支援し、権利を擁護する取り組み (practice of social work with care for living)、あるいは目的意識的なかわりの過程 (purposeful supporting process) と、それを計画し評価するまでの取り組み全体によって構成される (北川 2010 : 49)。

(3) 2つの概念の関係性

これまでの文献レビューの結果をまとめると、レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定とも関連するが、レジデンシャルワークはケアワークとソーシャルワーク、アドミニストレーションの総体として捉えられることが多い。レジデンシャル・ソーシャルワークはレジデンシャルワークの中でもソーシャルワークの視点や枠組みを強調した概念であるといえる。

2. 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割

(1) レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割

中村は、施設におけるソーシャルワークが取り組むべき生活課題を以下の3つに大別している。

- ① 再び施設の外で暮らすために取り組む必要がある課題。
 - ・虐待で入所した児童の心理的ケアと保護者との関係の回復
 - ・精神障害や情緒障害の治療
 - ・行動障害の軽減
 - ・対人関係や社会生活上の技能の習得
 - ・就労に必要な生活態度と技能の習得
- ② 施設での暮らし自体を、可能な限り、地域での普通の暮らしに近づけるために取り組む必要がある課題。
 - ・プライベートな時空間の確保
 - ・少人数の暮らしの実現
 - ・その人に合った生活リズム

- ・職員の不適切な対応をなくす
- ・外出する機会の確保
- ・外部の人と交流する機会の確保

- ③ 個別的な生活課題。例えば、行動障害への対応、対人関係の調整、社会生活上の技能の習得、心身の安定、家族との関係調整などのなかで、必ずしも①の課題にはならないが、対応する必要がある課題 (中村 2010 : 81)。

上記の生活課題に対して取り組まれるのがレジデンシャル・ソーシャルワークであるといえ、その特徴と機能を川上は以下のように整理している。

施設を中心に用いられるソーシャルワーク。入所相談や入所利用契約から援助が開始される。施設内の援助は定型的で必要なサービスも揃っており、静的な印象があるが、決して簡単な援助というわけではない。一人ひとりの利用者の状態や希望に応じた援助目標・援助計画を立て、施設内サービスのマネジメントを行うだけでも大変な業務である。また、そのモニタリングや苦情対応、それらを受けての職員研修の企画実施、効果測定や施設サービス評価、利用者組織・家族組織づくり、家族との連携、情報開示、他事業所との連携、地域との関係づくりなど、利用者とは施設環境の接点に介入し、利用者の満足度やQOLを高めたり、地域自立生活に向けた生活・就労支援等あらゆる援助を含む。退所・卒園支援などフィールド・ソーシャルワークにまたがる部分も存在する (川上 2008 : 152)。

そして、米本は、以下の「レジデンシャル・ソーシャルワーク9機能モデル」を提示している。

- ① 利用者の [心=身=社会連関・生活・環境]

に関する情報の集約点であること。

- ② 利用者への個別援助計画の作成・実施・モニタリング・評価の機能
- ③ 利用者の個別相談援助機能（狭義の固有のSW実践）
- ④ 調整機能
- ⑤ 施設評価機能と施設改革機能
- ⑥ 資源開発機能
- ⑦ 研究機能
- ⑧ 教育機能
- ⑨ リスク・マネジメント機能（米本 2012：88-89）

(2) 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割

林は、児童養護施設におけるソーシャルワーク実践としての独自機能を以下のように整理している。

- ① 家庭援助は、一時的・代替的受け皿とでもいえる養護施設の主たる機能であり、児童相談所との連携のもとで進められるべきものである。
- ② 自立援助は、広義には施設養護全体を指すともいえるが、ソーシャルワーク実践としての自立援助は、退所計画および独居生活に向けての援助計画の作成等、自立過程を整合性と一貫性をもって援助するためのシステムを包括した概念である。
- ③ 家庭援助と自立援助の並行（林 1994：101）。

伊藤は、児童養護施設に期待されているレジデンシャルワークの機能を以下のように整理している。

児童養護施設における第一義的機能ともいえる家庭に代わって子どもを養育するという『養育・保護機能』は、すべての機能の基盤

をなすものである。そして、すべての実践の目標が『子どもの自立』にあるため、『自立支援機能』はその他の機能を包括する実践理念に近い位置づけとなるであろう。この『養育・保護機能』と『自立支援機能』の2つの機能の間をつなぐ機能として『教育的機能』『治療的機能』『家族援助機能』『地域支援機能』が存在する。児童養護施設が果たすべき機能とは、この6つの機能に集約される（伊藤 2007b：45）。

伊藤はレジデンシャル・ソーシャルワークの機能そのものを整理している訳ではないが、「自立支援機能」や「家族援助機能」及び「地域支援機能」はソーシャルワークとより深く関係している。

そして、松岡・小山は、児童養護施設における実践事例を検討する中から見えてきたソーシャルワークの機能と役割を以下の3点にまとめている。

- ① 調停機能やケースマネジャー機能。専門職者として適切なサービス提供とその継続や個人、家族、地域間での意見調節を行っていくことは援助展開過程においても重要である。
- ② 連携機能と仲介機能。子どもの家庭復帰と最善の利益を確保するためにはインフォーマル及びフォーマルな社会資源との結びつきを必要とする。
- ③ 処遇機能（直接的援助機能）と保護機能。親からの不利益の回避や一時保護、子育ての支援、養育の手助けは、子どもの家庭復帰と家庭の自立機能を高める（松岡・小山 2008：38）。

また、小川は、児童養護施設児童への養育実践に関する援助方法や技術の枠組みについて検討した結果、以下のことを整理している。

- ・アドミッションケアおよびリービングケアにおいては、ソーシャル・ウェルファ（原文のママ）・アドミニストレーションの考え方が強く求められる。つまり、職員個々の関わりだけでなく、施設としての機能や援助体制を有することが求められる。
- ・ソーシャルワーク活動はインケアからアフターケアにおいて求められる援助技術である。インケアにおけるソーシャルワーク活動は幅広いものであるが、リービングケアおよびアフターケアにおいては、情報収集や関係機関との連絡調整が主となる。
- ・インケアにおけるケアワークはソーシャルワークの技術・方法をもって裏付けられる側面がある。特に現在の児童養護施設が困難を抱える要因である発達課題への支援、家族調整、問題行動への対応には、ソーシャルワーク活動を通しての対象理解が不可欠である（小川 2010：23）。

以上、これまでの文献レビューの結果をまとめると、レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割は幅広く多様であるが、児童養護施設におけるそれは「自立支援機能」、「家族支援機能」「地域支援機能」に大別し、整理することができる。それは、インテークから始まり、アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアにつながる連続性の中で関連しつつ展開されなければならない。

(3) ケアワークとソーシャルワークの関係

児童養護施設は歴史的にも長らく収容保護が強調されてきた。戦災孤児に顕著に見られるように親がいない子どもに対する養育・保護機能を中心とするケアワークの側面が強かった。つまり、ケアワークが前面に出ていることで、ソーシャルワークが背後に隠れている状況が久しく続いているが、ソーシャルワークとケアワークは実践現場にとって必要不可欠のものであるため、両者の関

係についてあらためて見ていくこととする。

黒川は、ケアワークとケースワークやグループワークなど専門サービスとの相違性を以下のように整理している。

ケア（原文のママ）・ワークの場合は、里親の養育サービスに典型的に見られるように、より「人間性」が重視され、愛、親切、やさしさなど人格的側面が重視される。それに対して、ケースワークやグループワークの場合は、「技術」を媒介とした接触であるので、比較的に人格性は背景にかくれ表面的には問題とされない（黒川 1982：19）。

根本は、施設ケアとソーシャルワークの機能と関係を以下のように整理している。

- 生活施設における処遇の基本部分は、入居者に安定した生活を与えて日常生活援助をすることである。これがケアの中心的機能である。
- そうした日常的サービスの展開過程で、たとえ施設内外の専門家の協力が得られるとしても、しばしば高度の知識・技術を要する関わり方が同時に求められている。そこで、スーパービジョン体制の必要性も生じる。
- 施設という人為的生活集団においては入居者間、入居者・職員間、職員・組織間等の意識的な関係調整や集団の力学の活用が重要で、その面では基本的にソーシャルワークの方法が有用である。
- 家族や地域社会や社会機関との関係においても生活条件や制度の改革においてもソーシャルワークの方法が用いられなければならない。この a. b. c. d. は互いに強く影響し合っている（根本 1986：8）。

そして、相澤は、「ケアワークはソーシャルワークの目的である自己実現に向かう第一歩」として捉え、以下のように結論づけている。

- ① ケアワークはソーシャルワークの一部である。それは、社会生活上の困難を排除し、援助するという同一の機能と自己実現という同一目標をもつからである。
- ② ケアワークは専門性をもつ必要がある。現在のところ専門職として位置づけられていない（相澤 1984：60）。

佐藤は、ソーシャルワークとケアワークの関係を以下のように捉えているが、ケアワークはソーシャルワークの中に統合すべきだと述べている。

ソーシャルワーカーは主たる機能としてソーシャルワークを行い、従たる機能としてケアワークを行うことを、そしてまた、ケアワーカーは主たる機能としてケアワークを行い、従たる機能としてソーシャルワークを行うことを視野の中に入れておくべきであることを再確認する必要がある（佐藤 1989：110）。

深谷（1997：116）は、ケアワークとソーシャルワークの関係を論じている代表的な三者（黒川・根本・相澤）の論点を整理し、比較検討している。その結果、「ケアワークをソーシャルワークの一部と捉える」として、「生活場面面接」の概念を採用することにより、「社会福祉士の養成教育にケアワークを置く理由が正当化される方向が見えることになる」としている。つまり、「①施設実践全体をソーシャルワークの視点でとらえ、②『生活場面面接』の概念によって日常の生活場면을ソーシャルワークスキルを用いた援助の場として考える『正当性』の主張の糸口が見え始めたことになる」と述べている。

上記の相澤・佐藤・深谷の三者は程度の差はあるにせよケアワークをソーシャルワークの一部と捉えているといえる。

稲垣は、「ソーシャルワーク実践には生活場面面接の方法が活用される」とし、以下のように述

べている。

[インケア]の場면을生活場面面接としてとらえると、ソーシャルワーカーは[インケア]を担うのではなく、[インケア]を通してソーシャルワークを展開していく、あるいは、[インケア]の場面を活用してソーシャルワークを展開していくことが必要なものと考えられる。換言するならば、[インケア]が展開される場면을端緒として、ソーシャルワークを展開することが必要であり、場面としては、ソーシャルワークのニーズとケアワークのニーズが重複して表出された状態ではあるが、加えられるアセスメントの枠組み、計画される支援、介入方法、機能すべき専門性は可分と考えられる（稲垣 2014：83）。

また、竹内はケアワークの概念規定について先行研究を検討した結果、ケアワークをソーシャルワークに近い援助技術や看護の基礎技術の要素を含むものとして捉え、経験的な仮説を以下のように規定している。

- ① 社会福祉の固有の方法（社会福祉援助技術の一つ）であること。
- ② ソーシャルワークの方法・技術そのものではないが、実践的にはソーシャルワークの技術を応用しながら、総合的・重層的な（ケースマネジメントのようなものを想定している）領域に固有性がある。
- ③ 固有の領域とは、生活基盤を基本にしたもので、「目的」が生活の基本領域の「健康を回復すること」ではなく、「生活の基本的な営みと切り離せない領域であって、その目的は、自立支援に向けた相談援助も含めた技術」である。（竹内 2004：187）。

一方、橋本は高齢者福祉領域で社会福祉士の実習を行った学生への質問紙調査と介護福祉士の実

習を行った学生への質問紙調査の結果を通して、高齢者への福祉実践としてのソーシャルワークとケアワークのあり方を以下のようにまとめている。

- ・施設を中心とした高齢者援助としてのソーシャルワークとケアワークは渾然一体としていること。
- ・社会福祉士と介護福祉士の双方がソーシャルワークとケアワークの両方を必要としていること。
- ・両者はコミュニケーションの内容をはじめ同一のベースの部分が多いが、実践（援助）内容には一定の濃淡があること（橋本2004：8）。

そして、石田・住居・國定は、介護老人福祉施設における生活相談員と計画担当介護支援専門員の業務分析を行い、以下のように考察している。

相談員の1日当たりの平均累積時間と1日当たりの平均発生回数では、大分類『ケアワーク』『間接業務』『チームマネジメント』が従事時間の上位3項目を占めた。すなわち、ケアワークと周辺業務（事務・雑用）が時間上位を占める中、相談員のレジデンシャル・ソーシャルワークの専門性の評価に関連する項目は、中下位に現れる結果となった。平均累積時間の順位からみると、ケアワークとその周辺業務がソーシャルワーク専門業務に介在するため、利用者や他職種に対して相談員が専門性とするソーシャルワークをケアワークに兼務にしている現状があるものと考えられる。生活と密着したサービス提供を行う『ケアワーク』は、利用者に相談員のソーシャルワークが関わる際に必然的にケアワークを通じて、直接福祉援助を担う実態があるものと考えられる（石田・住居・國定2010：12-13）。

以上、ケアワークとソーシャルワークの関係については、ケアワークがソーシャルワークの一部と捉えている先行研究が多いといえる（筆者の意見と異なるが）。

3. 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴

(1) レジデンシャルワークの特徴

まず、根本は、施設処遇を「1日24時間を通じて何らかのケアを必要とする対象者のためには、有効かつ効率的な方法である」とし、その利点を以下のように整理しており、レジデンシャルワークの特徴を考える上でも参考になる。

- ① 基本的な生活条件の確保。
- ② 人為的な生活集団のもつ利点。
 - ・仲間を得ること
 - ・新しい人間関係が情緒安定に役立つ
 - ・集団のもつ規制力や生活規則が、利用者の問題行動の改善や社会性の発達に役立つ
 - ・種々のグループ活動ができ、それへの参加がニード充足に役立つ
- ③ 専門サービスの提供。
 - ・専門的サービスのための職員・設備・システム
 - ・専門的機能とサービス・プログラム
- ④ 全体処遇（根本1979：55-56）。

そして、Cloughは、レジデンシャルワークの特質として、以下の3点をあげている。

- ・スタッフの仕事の多くが他のスタッフや入居者の前で遂行されること。
- ・スタッフの仕事は、グループとしてであれ、ユニットとしてであれ、多くのスタッフによって遂行されること。
- ・仕事の多くに「完成」というものがないこと（Clough = 2002：30-31）。

また、山縣（2005：152）は、児童養護の現場において、「レジデンシャルワークを、レジデンシャルソーシャルワークと、レジデンシャルケアワークの2つに分け、児童指導員が主として行う業務を前者、保育士が主として行う業務を後者として説明する考え方」について、実際の仕事場面では両者は明確に区別されている訳ではないとし、「2つの業務を、個人またはチームとして一体的に遂行していく点に、レジデンシャルワークの特性がある」と述べている。

以上、レジデンシャルワークの特徴として、「日常生活場面」や「チームワーク」をあげることができる。

(2) 児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの特徴

鈴木（2001：41）は、「施設養護におけるソーシャルワークは、日常生活の場のなかで展開されることに特徴がある」とし、「誰もが生きている限り日々営む『生活』のなかで、バイステイックの『個別化』の原則で強調された誰もが違う存在であるという価値を見出しながら、個人の主観性を中心に『人間らしくよりよく生きること（ウェルビーイング）』を援助するところに施設養護におけるソーシャルワークの固有性がある」と述べている。

永井（2005：92）も、環境療法の視点から日常生活を重視している。つまり、「日常生活全体という環境を治療的に生かしていくことは、子ども達と生活を共にし、子ども達と共にいる生活支援の専門職であるソーシャルワーカーでこそ出来る関わり」とし、入所児童にとっての環境を「生活場面、つまり施設そのもの」と捉えている。

そして、伊藤は、児童養護施設で行うソーシャルワークの介入・調整活動がもつ特徴として以下の点をあげている。

- ① 支援目標や目的に応じて、介入・調整の場面や手段・主たる担い手は異なる。
- ② 一人の子ども（あるいは親子）に対して複数の介入・調整が同時あるいは連続的に行われる。
- ③ さまざまな介入・調整活動の基盤となるのは日常生活場面における介入・調整活動を通して構築した職員—子ども間の信頼関係である。
- ④ あらゆる介入・調整活動が最終的（長期的）に目標とするのは、子どもの自立支援である（伊藤 2012：105-106）。

また、山田は、「児童養護施設における実践は、ケアワーク（＝保育）とソーシャルワークが明確に分離されておらず、大半の業務が職員相互にオーバーラップしつつ展開されているのが特徴」であるとし、以下のように述べている。

業務全体を見渡せば、児童自立支援計画に沿ったチームケアの推進、家庭支援相談員が担う親への対応、リービングケアやアフターケア、施設の小規模化の取組みや工夫、子どもの権利ノートの活用・自己評価・第三者評価・基幹的職員によるスーパービジョン体制確立などの権利擁護・サービス向上の実践、里親支援や地域の子育て支援、要保護児童対策地域協議会への参画・学校との連携など、ソーシャルワーク実践は豊富にある（山田 2015：104）。

以上、これまでの文献レビューの結果をまとめると、レジデンシャル・ソーシャルワークの特徴は、「自立支援」や「日常生活場面」、「チームワーク」にあるといえる。日常生活場面やチームワークはレジデンシャルワークの特徴と共通しているが、児童養護施設という日常生活場面で、子ども一人ひとりを個別化し、いかにソーシャルワークを介在させていくのが重要だといえる。

その際、ソーシャルワークとケアワークは実際の業務において未分化な状態であるゆえ、職員同士のチームワークで推進していくことが求められる。そして、何よりもレジデンシャル・ソーシャルワークの展開過程においては、子どもと職員との信頼関係を基盤とし、子どもの「自立支援」を念頭においておく必要がある。

Ⅲ. 考察

ここでは、これまでの文献レビューの結果からレジデンシャル・ソーシャルワークの現状と課題を踏まえ、今後の研究の課題を考察する。

(1)児童養護施設の機能と役割では、それらを整理した上で、レジデンシャル・ソーシャルワークの「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」の必要性について述べた。

また、(2)のケアワークとソーシャルワークの関係では、生活場面面接の概念を使用することによって、両者は連続性があるものと捉えた。

(1) 児童養護施設の機能と役割

図1のように、児童養護施設における機能と役割を整理した。レジデンシャル・ソーシャルワークは、「自立支援機能」、「家族支援機能」、「地域支援機能」から成り立っている。ケアワークは「養育・保護機能」が中心であり、アドミニストレーションは「運営管理機能」を担っている。この三者は実践現場において綿密に関連し合っており、切り離して考えること自体困難である。

図1 児童養護施設における機能と役割の三層構造

自立支援機能	家族支援機能	地域支援機能	レジデンシャル・ソーシャルワーク
養育・保護機能			ケアワーク
運営管理機能			アドミニストレーション

まず、児童養護施設における日常生活は養育・保護機能中心のケアワークが土台（基本）であるが、自立支援計画に顕著に見られるよう、自立支援機能はレジデンシャル・ソーシャルワークに欠かせないものになっている。

岩間（2000：105）は、「ケアワークによってもたらされる精神的安定は、児童養護施設におけるソーシャルワーク実践における基礎となり、ひいては子どもが抱える心理的・精神的な外傷を癒す養護施設実践につながる」と述べている。

小川（2011：83）も、「児童養護施設の中心機能は養育（ケアワーク）であるが、利用者への適切な関わりのためには、ソーシャルワークが不可欠である」とし、「子どもや家族が抱える個別的・社会的課題に対して、ソーシャルワークの方法を基盤とするソーシャルワーク・スキルを駆使しながら、養育（ケアワーク）を通しての実践が展開されて」と述べている。

そして、レジデンシャル・ソーシャルワークを行うにあたり、その前提としてのアドミニストレーションも重要である。理念・方針、人事管理、財務管理等の運営管理機能が十全に発揮してこそソーシャルワークは生きてくるのである。この点は小笠原（1991）や秋山（2008）も述べており、筆者の実務経験から考えても、施設職員は良くも悪くも組織の一員であることに制限される側面があるといえる。つまり、人権と社会正義の実現のために自主性をもって主体的に判断し遂行することが専門職に求められるが、実際には組織の構造や機能、制約等の運営管理のバランスで総合的に判断することになりやすい。

よって、専門職として子ども（家族）の最善の利益を追求するソーシャルワークを行える環境をいかに整備していくのがアドミニストレーションにおける重要課題であることを指摘しておく。

また、家族支援機能（ファミリーソーシャルワーク等）、地域支援機能（施設の社会化、地域の子育て家庭支援、里親・ファミリーホーム支援等）も児童養護施設におけるレジデンシャル・ソ-

シャルワークにますます求められるものである。

その際、家族支援に関しては、必ずしも家族再統合を目標にする必要はなく、電話連絡や面会交流等を含むそれぞれの家族にあった幅のある多様な支援と捉える必要がある。また、地域支援に関しては、児童養護施設は児童福祉施設であり、地域福祉施設でもあるという認識がより一層必要であるといえよう。

一方、現在、都道府県においては、「家庭的養護推進計画」が策定されている。これは、平成23年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」（厚生労働省 2011）に掲げられた目標の実現に向け、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために、児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進を具体的かつ計画的に推進するための15年間の計画（平成27～41年度）である。

「社会的養護の課題と将来像」において、「施設のソーシャルワーク機能を高め、施設を地域の社会的養護の拠点とし、これらの家族支援、地域支援の充実を図っていくことが重要である」と述べられている（厚生労働省 2011）。

そして、「児童養護施設運営指針」では、「施設は社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められる」、「ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要である」、「社会的養護は、従来の『家庭代替』の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている」と述べられている（厚生労働省 2012）。

日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会（1998：82）は、ソーシャルワークのあり方に関する調査研究の中で、児童養護施設の「児童

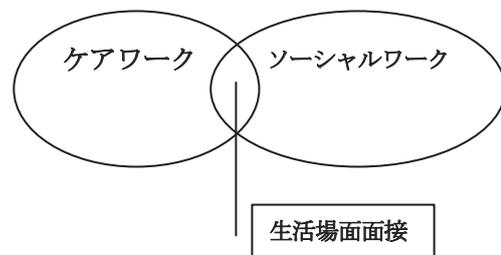
指導員は施設内のケアワークとしての業務が中心である」が、「ケースマネジメント（連絡、調整、企画、運営）、ケースコーディネート（評価、反省）といったソーシャルワーカーとしての機能、役割が今後、求められるのは疑う余地がない」と指摘している。

以上、児童養護施設の子どもとその家族が抱える問題が多様かつ複雑化している中、家庭的養護推進のためにも、レジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割がより一層求められており、その体系化は実践現場にとっても意義のあることだといえる。

（2）ケアワークとソーシャルワークの関係

先行研究を整理すると、ケアワークとソーシャルワークの関係としてケアワークがソーシャルワークの一部という見解が多いが、深谷（1997）や稲垣（2014）が述べる生活場面面接を結節点に位置づけ、ケアワークとソーシャルワークは連続性があるものとする、図2のように捉えることもできる。ここで、ケアワークとソーシャルワークを区別して描いているのは、ケアワークは養育・保護に関する日常生活支援が、ソーシャルワークは自立支援、家族支援、地域支援が中心に展開されていることの独自性・固有性を強調するためである。

図2 児童養護施設におけるケアワークとソーシャルワークの関係



生活場面面接を、いわゆる心理療法室や相談室のみでなく、日常生活場面（居室、リビング、廊下、園庭等）を意図的かつ積極的に活用することで、子ども一人ひとりのニーズ把握やその解決や

緩和、軽減を図るといったソーシャルワークの方法として用いるのである。

つまり、ケアワークが中心になりがちな日常生活場面をソーシャルワークの視点（フィルター）を通してみると、ソーシャルワークの素材が多様に浮かび上がってくるので、それを意図的に活用するのである。柴田（1980）も「構造化されない接触や働きかけの中に、援助の要素を発見」し、「生活場面面接の原理を導入することによって、組織化し、伝統的SWの実践が可能なことを示唆」している。

生活場面面接を行うにあたっては、自立支援計画が軸となるだろう。1997年の児童福祉法改正が児童養護施設にとっては大きな転機点となり、「自立支援」の文言が新たに追加され、施設に自立支援計画の策定が義務付けられたことはソーシャルワークを展開する上で画期的なことであった。自立支援計画はケアマネジメントの考え方にも基づいており、実践現場では計画の策定・実行・モニタリング・評価を一連の流れとしながらソーシャルワークが全面的に展開されていく。

以上、ケアワークがソーシャルワークの一部と捉えている先行研究が多い中、筆者は実務経験からも、ケアワークとソーシャルワークは独自の領域と専門性を持ちながらも連続性があり、橋本（2004）が述べるような相補性があることに着目する。

以上、先行研究も少なく限られた文献からの考察であったが、児童養護施設におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの体系化は概念規定を含め未だに発展途上ということが明らかになった。レジデンシャル・ソーシャルワークの概念規定は実践現場におけるレジデンシャル・ソーシャルワークの機能と役割を整理し、独自性・固有性を示すことで定義づけられていく側面もあろう。

近江は（2013：84）、「児童へのケアワークと児童へのソーシャルワークのすみ分け、保護者へのソーシャルワーク、地域住民や関係機関とのソーシャルワークといういくつかの層におけるソ-

シャルワークの展開など、児童養護施設に固有のソーシャルワークを整理することがせまられる事態となっている」と述べている。

また、天羽（2009：119）は、レジデンシャル・ソーシャルワークをソーシャルワークの方法として確立するにあたり、「ソーシャルワークの理念に現実を引き付けるのではなく、現実からソーシャルワークの理念を引き付ける方法を採用しなければならない」と述べている。

今後の課題として今回明らかにされた知見をもとにレジデンシャル・ソーシャルワークの実像に迫っていきたい。具体的に施設でどのような形のレジデンシャル・ソーシャルワークが実践されているのかを質的調査（インタビュー調査）で明らかにし、その体系化に向けて理論的・実践的な枠組みを構築していきたい。

文献

- 相澤譲治（1984）「ケアワーク（社会福祉施設処遇）の概念的整理——身体障害者療護施設の処遇を手がかりとして」『ソーシャルワーク研究』10（1）、55-61.
- 秋山智久（2008）『改訂版 社会福祉実践論——方法原理・専門職・価値観』ミネルヴァ書房.
- 天羽浩一（2009）「児童養護施設における社会福祉士の位置と社会福祉士資格に関わる問題点」『九州社会福祉学』5、114-125.
- Clough,R.（2000）The Practice Of Residential Work, Palgrave Macmillan.（= 2002, 杉本敏夫訳『これからの施設福祉を考える』久美出版.）
- 深谷美枝（1997）「レジデンシャル・ソーシャルワーク論構築への模索——『実習』という視座から」『立正大学短期大学部紀要』39、111-121.
- 深谷美枝（1999）「『施設実践のリアリティ』を描く——質的方法によるレジデンシャルワーク研究の可能性」『立正大学社会福祉研究所年報』1、111-119.
- 福富昌城（2007）「施設ソーシャルワーク」仲村

- 優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版, 710-711.
- 橋本勇人 (2004) 「高齢者援助としてのソーシャルワークとケアワーク——社会福祉士養成からの見方と介護福祉士養成からの見方」『吉備国際大学保健福祉研究所紀要』5, 1-9.
- 芳賀恭司 (2006) 「特別養護老人ホームにおけるソーシャルワークについて——レジデンシャル・ソーシャルワークと施設内ケアマネジメントの在り方について」『東北福祉大学大学院総合福祉学研究科社会福祉学専攻紀要』4, 81-93.
- 林浩康 (1994) 「養護高齢児に対する社会生活援助とその枠組み」『社会福祉研究』61, 100-105.
- 稲垣美加子 (2014) 『児童養護施設の事例分析——グラウンデッド・セオリーによる「経験」と「勘」の世界の解明から』相川書房.
- 石田博嗣・住居広士・國定美香 (2010) 「タイムスタディで捉えるレジデンシャル・ソーシャルワーク・コードの開発と研究——介護老人福祉施設における生活相談員と計画担当介護支援専門員の業務分析から」『厚生指標』57 (1), 6-14.
- 伊藤嘉余子 (2007a) 「施設養護におけるレジデンシャルワークの再考——児童養護施設実践に焦点をあてて」『埼玉大学教育学部紀要』56 (1), 83-93.
- 伊藤嘉余子 (2007b) 『児童養護施設におけるレジデンシャルワーク——施設職員の職場環境とストレス』明石書店.
- 伊藤嘉余子 (2012) 「生活型福祉施設におけるソーシャルワークの介入と調整——児童養護施設実践に焦点をあてて」『ソーシャルワーク研究』38 (2), 100-106.
- 岩間麻子 (2000) 「児童養護施設におけるソーシャルワーク——家庭支援の視点から」『関西福祉大学研究紀要』2, 95-111.
- 川上富雄 (2008) 「第3章第1節 相談援助実習プログラムの考え方」社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉士実習指導者テキスト』中央法規出版, 140-159.
- 北川清一 (1994) 「生活型児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践の基本構造」『ソーシャルワーク研究』20 (1), 10-15.
- 北川清一 (2010) 『児童養護施設のソーシャルワークと家族支援——ケース管理のシステム化とアセスメントの方法』明石書店.
- 厚生労働省 (2011) 「社会的養護の課題と将来像」(<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001j8zz.html> 2016.9.2).
- 厚生労働省 (2012) 「児童養護施設運営指針」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/tuuchi-51.pdf> 2016.9.2).
- 厚生労働省 (2015) 『児童養護施設運営ハンドブック』.
- 黒川昭登 (1982) 「ソーシャルワークと社会福祉施設——Residential Care Work の専門性」『ソーシャルワーク研究』8 (1), 19-24.
- 松岡是伸・小山菜生子 (2008) 「ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察——児童養護施設の実践事例をもとにして」『名寄市立大学紀要』2, 29-39.
- 宮崎正宇 (2010) 「児童養護施設の専門性とは」『子どもと福祉』3, 73-76.
- 永井亮 (2005) 「児童養護施設における被虐待児への支援——児童ソーシャルワーカーによる専門的支援の技法」『ルーテル学院研究紀要：テオロギア・ディアコニア』39, 89-100.
- 中村剛 (2010) 「社会福祉施設におけるソーシャルワークの理論的枠組みと実践——ジェネラリスト・ソーシャルワークを基盤とした理論的枠組みと実践」『関西福祉大学社会福祉学部研究紀要』14 (1), 79-86.
- 根本博司 (1979) 「施設実践——施設処遇の基本的課題をみなおす」『社会福祉研究』25, 52-57.

- 根本博司 (1986) 「施設ケアとソーシャル・ワーク——その実態と二者の関係」『ソーシャルワーク研究』12 (1), 4-9.
- 日本社会福祉実践理論学会ソーシャルワーク研究会 (1998) 「ソーシャルワークのあり方に関する調査研究」『社会福祉実践理論研究』7, 69-90.
- 小笠原祐次 (1991) 「社会福祉方法論の1つの検討——レジデンシャル・ワークの試み」『社会福祉研究』50, 68-73.
- 小笠原祐次 (1998) 「施設ソーシャルワーク」京極高宣監修『現代福祉学レキシコン (第2版)』雄山閣出版, 170.
- 小川恭子 (2010) 「児童養護施設児童への養育枠組みへの接近 (2)」『聖隷社会福祉研究』3, 14-24.
- 小川恭子 (2011) 「児童養護施設職員のソーシャルワーク・スキルに関する一考察——児童養護施設職員の語りより」『聖隷クリストファー大学社会福祉学部紀要』9, 74-85.
- 近江宣彦 (2013) 「児童養護施設におけるソーシャルワークに関する試論——ソーシャルワークとケアワークの関係を巡って」『コミュニティ振興研究：常磐大学コミュニティ振興学部紀要』17, 83-96.
- Payne, C. (1977) 「Residential Social Work」, Spect, H. and Vickery, A. eds. Integrating Social Work Methods, G. Allen and Unwin. (= 1980, 岡村重夫・小松源助監修訳『社会福祉実践方法の統合化』ミネルヴァ書房, 271-302.)
- 佐藤豊道 (1989) 「ソーシャルワークとケアワーク」『ソーシャルワーク研究』15 (2), 95-113.
- 柴田晃 (1980) 「施設実践はいかにしてソーシャル・ワークたりうるか——施設ソーシャル・ワーク序論」『社会問題研究』30 (2-4), 257-272.
- 鈴木力 (2001) 「施設養護におけるソーシャルワーク実践の現状と課題——子どもの「生活支援」の視点からの施設ソーシャルワークへの序論」『聖徳大学児童学研究所紀要』3, 37-41.
- 竹内美保 (2004) 「社会福祉士実習教育におけるケアワークの概念規定の検討」『関西福祉大学研究紀要』7, 175-189.
- 竹内美保 (2013) 「特別養護老人ホームにおけるレジデンシャル・ソーシャルワークの概念——社会福祉士実習教育に焦点をあてて」『武庫川女子大学文学部・心理・社会福祉学科人間学研究』28, 21-31.
- 上田正太 (2012) 「特別養護老人ホームにおける生活相談員の行うソーシャルワーク及びケアワーク実践に関する文献的研究」『生活科学研究誌』11, 33-44.
- 山田勝美 (2015) 「第5節 児童養護施設」公益社団法人日本社会福祉士会編『社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方』中央法規出版, 94-109.
- 山縣文治 (2005) 「第3章 子どもの自立支援のための福祉援助方法・技術」児童自立支援対策協会編『子ども・家族の自立を支援するために——子ども自立支援ハンドブック』日本児童福祉協会, 152-159.
- 山縣文治 (2006) 「レジデンシャルワーク」山縣文治・林浩康編『よくわかる養護原理 (第2版)』ミネルヴァ書房, 18-19.
- 山本佳代子 (2011) 「児童養護施設における実践研究における一考察」『山口県立大学社会福祉学部紀要』17, 37-48.
- 米本秀仁 (2012) 「生活型福祉施設のソーシャルワークのゆくえと展望」『ソーシャルワーク研究』38 (2), 80-90.